別表一の二　記載要領

1　この表は、連結親法人が連結確定申告（法第81条の22第１項（連結確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。以下同じ。）若しくは仮決算による連結中間申告（法第81条の20第１項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する申告書の提出をいう。以下同じ。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、連結親法人の納税地又は法人名に変更があつた場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3　「連結事業年度分の　　申告書」の空欄は、連結確定申告をする場合には「連結確定」と、仮決算による連結中間申告をする場合には「連結中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載すること。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載すること。

4　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額　⑸」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める金額の合計額）を記載すること。

⑴　法第４条の５第１項（連結納税の承認の取消し等）の規定により法第４条の２（連結納税義務者）の承認を取り消された日の前日の属する当該連結事業年度において、租税特別措置法第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第68条の13第４項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の４第５項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）若しくは第68条の15の５第５項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第５項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）若しくは第68条の15第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合　これらの規定により法人税の額に加算される金額

⑵　別表六（三十）「31」の欄に金額の記載がある場合　当該金額

5　租税特別措置法第68条の67第１項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

⑴　当該使途秘匿金の支出の額の100分の40に相当する金額を「法人税額計 ⑷＋⑸＋⑺＋⑼ ⑽」の欄の上段に外書として記載すること。

⑵　「控除税額（(⑽－⑾－⑿)と⑷のうち少ない金額） ⒀」及び「差引連結所得に対する法人税額 ⑽－⑾－⑿－⒀ ⒁」の各欄の記載に当たつては、上記⑴で外書きした金額を「⑽」に含めて計算すること。

6　「この申告による還付金額」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄の外書には、法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をした法人税の額で還付されていないものがあるときに、その還付金の額を記載すること。

7　「所得税額等の還付金額 ⑷⑷ ⑰」の欄は、仮決算による連結中間申告をする場合において、法第81条の29（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額（別表六の二(一)「６の③」） ⑷⑽」の金額、「控除しきれなかつた金額 ⑷⑵－⑷⑶ ⑷⑷」の金額又は別表七の二付表三「１」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。

8　「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額　⑲」及び「還付金額　㉕」の各欄は、修正申告をする場合において、法第81条の31第６項において準用する法第80条第７項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載すること。

9　「⑴のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(⑴と800万円×$\frac{\text{⑫}}{12}$のうち少ない金額） ㉛」の欄は、次に掲げる連結親法人が記載すること。この場合において、「㉛の15％、16％又は19％相当額　㉞」の欄の記載に当たつては、次に掲げる連結親法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　普通法人である連結親法人（法第81条の12第２項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受けるものに限る。）　租税特別措置法第68条の８（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合には「、16％又は19％」を消し、その他の場合には「15％、16％又は」を消すこと。

⑵　協同組合等である連結親法人及び租税特別措置法第68条の100（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人のうち、同法第68条の８の規定の適用を受けるもの　「15％、」及び「又は19％」を消すこと。